○財務省告示第二百三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十三年五月十六日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行額　額面金額で千五十四億九千六百二十四万円

五　最低額面金額　一万円

六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

七　発行日　平成二十三年五月十六日

八　発行価格　額面金額百円につき百円

九　利率　年〇・二六パーセント

十　経過利子の払込み　㈠　各取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

額面金額×$\frac{0.26}{100}$×$\frac{1}{365}$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十一　初期利子　平成二十三年十一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×$\frac{0.26}{100}$×$\frac{1}{2}$

十二　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三　償還期限　平成二十六年五月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十三年五月十六日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十四年五月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年五月十五日から平成二十四年十一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$×２－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日までの日数

額面金額×$\frac{0.26}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十四年十一月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$×２

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十四年五月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十三年十一月十五日から平成二十四年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十三年十一月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２３年（ヘ）第７３号

申立人　御南建設株式会社
代表者代表取締役　藤原　忠雄
申立人代理人弁護士　斧傳　一郎
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｚ Ｄ47596
金額　990,000円
支払期日　平成23年６月８日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行日比谷支店
振出日　平成23年２月10日
振出地　東京都墨田区
振出人　大林道路株式会社　取締役社長　石井　哲夫
受取人　申立人
裏書人　御南建設株式会社　代表取締役　藤原　忠雄
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

平成２３年（ヘ）第７６号

東京都足立区保木間５丁目15番13号
申立人　有限会社プライム
代表者取締役　高橋　由絵
権利を争う旨の申述の終期　平成23年９月13日
平成23年５月25日　東京簡易裁判所
（別紙）
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＳＢ503367
金額　310,800円
支払人　さわやか信用金庫日本橋支店
支払地　東京都中央区
振出日　平成22年12月31日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社サン・コミュニケーションズ
取締役社長　西川　久慈
最終所持人　申立人